

新ごみ処理施設整備基本構想見直し業務

仕 様 書

人吉球磨広域行政組合

## 目 次

第1章 総則	1
第1節 業務の目的	1
第2節 委託業務名	1
第3節 履行場所	1
第4節 契約期間	1
第5節 手続きに必要な書類	1
第6節 適用の範囲	1
第7節 関係法令等の遵守	1
第8節 管理技術者及び照査技術者等の要件	1
第9節 資料の提供	2
第10節 秘密の保持	3
第11節 成果品の審査	3
第12節 疑義	3
第13節 成果品	3
第2章 業務内容	4
第1節 基本的事項の検討	4
第2節 バイオマス資源及び紙おむつの資源化に関する検討	4
第3節 検討シナリオの設定	4
第4節 検討シナリオの評価	5
第5節 今後の廃棄物処理施設整備方針のとりまとめ	6
第6節 事業スケジュールの検討	6
第7節 今後の調整事項の整理	6
第8節 衛生担当課長会議の運営支援	6
第9節 打合せ・協議	6

## 第1章 総則

### 第1節 業務の目的

本業務は、人吉球磨広域行政組合（以下、「委託者」という。）が計画している今後の廃棄物処理施設（焼却施設、リサイクル施設、最終処分場）の整備方針の検討を行うことを目的とする。

### 第2節 委託業務名

新ごみ処理施設整備基本構想見直し業務

### 第3節 履行場所

熊本県人吉市中神町字城本1348番地1 人吉球磨広域行政組合 事務局

### 第4節 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

### 第5節 手続き上必要な書類

受託者は業務の着手及び完了に当たって、次の必要書類を提出しなければならない。

- (1)管理技術者及び照査技術者等選任通知書（各種資格証の写しを添付）
- (2)業務工程表
- (3)完了届
- (4)請求書
- (5)その他委託者が指示する書類

### 第6節 適用の範囲

本仕様書は、本委託業務に適用するものとし、本仕様書に明記なきことは委託者と受託者が協議の上、決定する。

### 第7節 関係法令等の遵守

受託者は、業務の実施に当たり、関係諸法令、通達、マニュアル、その他の条例等を遵守しなければならない。

### 第8節 管理技術者及び照査技術者等の要件

受託者は、契約の履行にあたっては、委託業務の意図及び目的を十分理解したうえで業務を遂行するものとし、管理技術者、照査技術者及び担当者を設置し、迅速で正確な業務を遂行するものとする。

(1)受託者は、業務の円滑な推進を図るため十分な経験を有する管理技術者、照査具術者及び担当者技術者を選任・通知し、委託者の承諾を得ること。

(2)管理技術者は、以下①②のいずれかの資格を有し、かつ過去 10 年間（平成 28 年度から令和 7 年度までに完了）に地方公共団体が委託した下記の「(6)実績を有する業務」に示す①②の業務をそれぞれ 1 件以上の履行実績を有する者とする。

①技術士（総合技術監理部門：衛生工学－廃棄物処理、廃棄物管理計画、廃棄物管理、廃棄物・資源循環のいずれか）

②技術士（衛生工学部門－廃棄物処理、廃棄物管理計画、廃棄物管理、廃棄物・資源循環いずれか）

(3)照査技術者は、以下①②のいずれかの資格を有する者を 1 名以上配置する。

①技術士（総合技術監理部門：衛生工学－廃棄物処理、廃棄物管理計画、廃棄物管理、廃棄物・資源循環のいずれか）

②技術士（衛生工学部門－廃棄物処理、廃棄物管理計画、廃棄物管理、廃棄物・資源循環のいずれか）

(4)担当技術者は、以下①②のいずれかの資格を有し、かつ過去 10 年間（平成 28 年度から令和 7 年度までに完了）に地方公共団体が委託した下記の「(6)実績を有する業務」に示す①②の業務をそれぞれ 1 件以上の履行実績を有する者とする。

①技術士（総合技術監理部門：衛生工学－廃棄物処理、廃棄物管理計画、廃棄物管理、廃棄物・資源循環のいずれか）

②技術士（衛生工学部門－廃棄物処理、廃棄物管理計画、廃棄物管理、廃棄物・資源循環のいずれか）

(5)管理技術者、照査技術者及び担当技術者の兼務はできない。

(6)実績を有する業務

①一般廃棄物処理施設（し尿処理施設を除く）の基本構想策定業務

②バイオマス（生ごみ、剪定枝、廃食油のいずれか）の資源化に関する検討業務

※②の検討業務とは、資源化の実現可能性調査、資源化手法検討業務、資源化施設整備方針検討業務、資源化施設の整備に係る基本構想・基本計画・事業者選定支援のいずれかとする。

## 第9節 資料の提供

本業務を実施するにあたり、必要な資料の収集は、原則として受託者が行うこととするが、現在、委託者が所有し、業務に利用できる資料はそれを貸与する。この場合、貸与を受けた資料については、リストを作成のうえ、委託者に提出し、業務完了と同時に返納しなければならない。

#### 第10節 秘密の保持

受託者は、業務を遂行する上で知り得た事項について、他に漏らしてはならない。また、コンサルタントとしての中立性を厳守しなければならない。

#### 第11節 成果品の審査

- (1)受託者は、業務完了時に委託者の成果品審査を受けなければならない。その結果、訂正を指示されたときは、直ちに訂正しなければならない。
- (2)業務完了後に、明らかに受託者の責に伴う業務の瑕疵が発見された場合、受託者は直ちに当該業務の修正を行わなければならない。

#### 第12節 疑義

本仕様書の記載事項及び業務遂行上の疑義が生じた場合は、委託者と協議し、これを定めるものとする。

#### 第13節 成果品

本業務の成果品は以下のとおりとする。

業務報告書	:	2部
報告書 (A4版、レザック製本)	:	70部
報告書 概要版 (A4版、10～20ページ程度、レザック製本)	:	70部
報告書 ダイジェスト版 (A3版、1枚程度) 電子データのみ	:	一式
電子データ	:	一式

## 第2章 業務内容

### 第1節 基本的事項の検討

本検討における基本的事項として、以下について検討する。人口及びごみ排出量等は、1市4町5村のそれぞれについて検討を行う。

- ①本検討の目的、位置付け
- ②人口の将来予測
- ③ごみ排出量及び施設別の処理・処分量の将来予測（現状趨勢、新たな分別実施時等）
- ④新たな分別対象品目の排出量（廃食油、生ごみ、剪定枝、紙おむつ）
- ⑤新たなごみ処理施設の計画処理量、施設規模及び計画ごみ質

### 第2節 バイオマス資源及び紙おむつの資源化に関する検討

「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針（令和7年3月一部改訂）」において、標準的な分別収集区分として整理されているバイオマス（廃食油、生ごみ、剪定枝）及び今後、排出量の増加が予想され、国においてもリサイクルに関する検討が行われている紙おむつについて、委託者における資源化の可能性を検討する。

- ①資源化技術の概要
- ②民間事業者への処理委託を想定したライフサイクルコスト  
（処理委託費、中継施設の整備・運営費、中継輸送費等）
- ③定性的事項を含めた委託者への導入可能性
- ④処理委託が想定される民間事業者への調査（処理単価、受入条件等）

### 第3節 検討シナリオの設定

本検討における検討シナリオは以下を想定しているが、詳細は協議により決定する。

また、可燃ごみ処理施設はストーカ式焼却方式を想定しているが、小規模施設で採用実績のある好気性発酵乾燥方式の適用可否についても検討する。

施設区分	概要
焼却施設	<p>【想定するシナリオ】</p> <ol style="list-style-type: none"><li>①新焼却施設の整備</li><li>②既存の焼却施設の延命化</li><li>③外部処理委託（民間事業者、自治体）</li></ol> <p>【その他】</p> <ol style="list-style-type: none"><li>①既存の焼却施設の延命化の場合は、工事期間中に必要となる外部処理委託についても考慮する。</li><li>②外部処理委託の場合は、中継施設の整備を前提とする。また、中継施設は新設する案と既存の焼却施設を改造する案の2ケースを検討する。</li><li>③民間事業者を想定した外部処理委託の場合は、処理委託が想定される民間事業者への調査を行う（処理単価、受入条件等）。</li></ol>

リサイクル施設	<p>【想定するシナリオ】</p> <p>①新リサイクル施設の整備 ②既存のリサイクル施設の延命化 ③外部処理委託（民間事業者、自治体）</p> <p>【その他】</p> <p>①プラスチック資源は、容器包装リサイクル法の指定法人に委託して再商品化を行う方法を想定する。 ②既存のリサイクル施設の延命化の場合は、工事期間中に必要となる外部処理委託についても考慮する。 ③外部処理委託の場合は、中継施設の整備を前提とする。また、中継施設は新設する案と既存のリサイクル施設を流用・改造する案の 2 ケースを検討する。 ④民間事業者を想定した外部処理委託の場合は、処理委託が想定される民間事業者への調査を行う（処理単価、受入条件等）。</p>
最終処分場	<p>【想定するシナリオ】</p> <p>①新たな最終処分場の整備 ②既存の最終処分場の継続利用 ③外部処理委託（民間事業者）</p> <p>【その他】</p> <p>①外部処理委託の場合は、処理委託が想定される民間事業者への調査を行う（処理単価、受入条件等）。</p>

#### 第4節 検討シナリオの評価

##### (1) ライフサイクルコストの検討

焼却施設、リサイクル施設及び最終処分場について、検討シナリオに応じて、以下の費目について検討し、ライフサイクルコストを算出する。

新施設の整備及び既存施設の延命化に関する施設整備費及び維持管理費は、プラントメーカー調査により費用設定を行う。また、外部処理委託の場合は、処理委託が想定される民間事業者への調査を行い、処理単価を設定する。

- ①施設整備費、維持管理費
- ②処理委託費
- ③中継輸送費
- ④残渣処分費・運搬費

##### (2) 定性的事項の検討

焼却施設、リサイクル施設及び最終処分場について、定量化できない項目は定性的に評価する。検討する項目は委託者と協議し、決定する。

##### (3) 検討シナリオの評価

焼却施設、リサイクル施設及び最終処分場について、ライフサイクルコスト及び定性的

事項の検討結果を踏まえ、検討シナリオの評価を行う。

#### 第5節 今後の廃棄物処理施設整備方針のとりまとめ

上記の結果を踏まえ、委託者における今後の廃棄物処理施設の整備方針をとりまとめる。

#### 第6節 事業スケジュールの検討

廃棄物処理施設整備方針を踏まえた今後の事業スケジュールを検討する。

#### 第7節 今後の調整事項の整理

今後の事業実施に向けて必要となる調整事項を整理する。

#### 第8節 衛生担当課長会議の運営支援

本業務の検討内容は衛生担当課長会議において議論を行うため、その運営に係る支援を行う。担当課長会議は4回程度の開催を予定している。

##### (1) 会議資料の作成

会議に必要な資料の作成を行う。

##### (2) 会議への出席及び資料説明等の支援

全ての会議に出席し、議事進行の支援、資料説明及び質問への対応等の支援を行うとともに、議事録（要旨）を作成する。

#### 第9節 打合せ・協議

打合せ・協議（8回程度）を行う。